

第一 はじめに

近年、家庭裁判所では、子どもが面会交流を強く拒絶している事案や、DV虐待の存在する事案においてさえ、面会交流に応じるよう監護親への強い働きかけがなされたり、直接の面会交流を命ずる審判が出されるようになっている。いわゆる面会交流原則的実施論に基づく実務運用について

は、本誌二二六〇号三頁以下（「子どもを中心の面会交流論（原則的実施論批判）」）で三名の論者による批判的検討が加えられて

いる。

DV虐待事案に関わる弁護士にとって面会交流に関する行き過ぎた家裁実務の現状は周知の事実であるが、マスクミなどで取り上げられることも殆どなく、社会に広く知られているとは言い難い。

家裁実務の現状が正しく認識されないまま面会交流や親権監護権を巡る議論が進めば、大人の利益のために子どもの利益を犠牲にすることにもなりかねない。

そこで、家裁実務の現状を目に見える形

で明らかにすべく、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会有志で「司法が関与する面会交流の実情に関するアンケート調査」を実施した。同委員会の委員のほか、

委員を通じて各単位会の両性の平等に関する委員会の委員などにもアンケート用紙を配付した。生の実情を明らかにするために自由記載での回答を多く求めた。その結果、全国で六五名の弁護士から、生々しい実務の現状につき回答が寄せられた。

調査結果の詳細は参考資料「司法が関与する面会交流の実情に関する調査結果の概要」（後掲一九頁）をご覧頂きたい。

以下、本稿では、今回の調査結果を踏まえつつ、面会交流事件に関する家裁実務の現状に対し批判的な考察を加える。特に

影響をも及ぼしていることを論じたい。

第一 調査結果から見えた家裁実務の問題点—実現困難な面会が生み出される要因

一 輕視される子どもの意思

人は誰しも会いたくない人に会わない自由があり、会いたくない人に会うことを強制されない。子どもであっても同様である。子どもだからといって会いたくない人と会うこと強制される謂われはない。相手が親でも同じである。子どもの意思に反する面会交流は会いたくない人と会うことを行うことを強制される謂われはない。相手が親でも同じである。子どもの意思に反する面会交流は会いたくない人と会うこと

を子どもに強制することに他ならない。子どもの意思を無視した面会交流を決めても実現には困難さを伴う。面会交流にとつて子どもの意思は決定的に重要である。

ところが、今回の調査結果（問五、問八、問一の各回答）から、子どもが面会を拒絶しているにもかかわらず、調停、審判で、面会交流が決められてしまつて、実情が明らかとなつた。

(1) 家裁実務における子どもの意思の扱われ方

原則的実施論に基づく家裁実務につき詳しく解説した細矢郁判事ほかによる論文は、子どもの拒絶を、例外的に面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由の一つとして挙げている。とすれば、子どもの拒絶意思に反した面会交流が決められることにならぬようにも思われるが、裁判所は、子どもが示した拒絶意思を言葉通りに素直には受け取らない。「子の表面的な言動にとらわれることなく、両親の離婚紛争の経緯、両親と子どもの関係、子の年齢、発達段階、心身の状況など、子の言動の背景事情を総合的に考慮した上で慎重に判断する必要がある」とし、子どもが示した拒絶意思が「真意からの拒絶とは評価されず、面会交流を禁止・制限すべき事由があるとは認められないこともあり得る」とする。

調査官らの研究論文は、この点をより具体的に述べており、「子の意思の全体像を問題解決に生かすために評価を行う」とした上で、「子の福祉に資する解決方針を検討することが重要」「子の意思を分析し、評価した結果をケース全体の理解につなげ、子の福祉のために何が必要かという観点からの解決の指針を示す」とする。⁽³⁾原則的実施論に基づく現在の家裁実務では、面会交流を実施することが子の福祉に資するとされていることから、「子の福祉に資する解決方針」は面会交流を実施するとの解決方針となる。従つて、子どもが表明した意思是、面会交流の実施に繋がる方向で、あるいは、少なくともその妨げとはならぬ方向で分析、評価されることになる。

筆者にも、子どもが示した拒絶意思を、調査官によって「監護親の影響の可能性がある」などと分析され、「子どもの福祉を害するほどの嫌悪感はない」と評価され、面会交流すべきとの調査官意見を出された経験がある。

(2) 調査官による子どもの意思の分析、評価の是非

意思を表明したのが大人であれば、その意思を第三者が分析し、評価し、発言と異なった結論を導くことは通常あり得ない。そのようなことを行えば、当事者から直ちに訂正され、反論される。ところが、意思の表明者が子どもの場合、家庭裁判所では「子の福祉のため」として調査官による意思の分析、評価が行われ、子どもが示した意思とは異なる結論が容認される。

子どもの意思の扱いにつき、我々司法関係者は素人同然である。調査官の専門性も裁判所内部での相対的専門性に過ぎない。

子どもの意思をいかに扱うべきかについては、裁判所の外の世界で日常的に子どもと関わる児童臨床専門家の意見に耳を傾けることが重要である。

面会交流を巡る子どもの意思に関し、乳幼児、児童思春期精神科医の渡辺久子は

「子どもが面会交流を拒否するとき、それ

は殆どの場合、その子が全身で体験した記憶がその相手を信頼するに足りるものでないことを示している。どんなに幼い子どもが被害者となる重大な事件につながる場合でも、暴力の危険性には細心の注意を払はなければならない」としつつも、「暴力の危険性を過大評価し、親子の関係を制限する」とすれば、子の健全な発達を損ね、子どもの福祉に反する可能性がある事案もある」との認識を示している。

実務において暴力の危険性が過小評価されていると感じたことはあっても、過大評価されていると感じたことはない。

DVの目撃が子どもの心身に大きなダメージを与え、PTSDをはじめとする様々な身体症状を引き起こすことが多い専門家によつて指摘されている。加えて、近年では、DVの目撃が脳の発達に悪影響を及ぼすことも明らかになつてゐる。いわゆる面前DVの子どもの発達への悪影響は実証されたことである。

一方、DV事案で子どもと加害者である別居親との関係を制限することが子どもの健全な発達を損ねることは実証されていない。それ以前に、DV事案を含む紛争性の高い事案において、面会交流が子どもの健全な発達に有益であることすら科学的根拠

い分をよく聞かなければならぬ」と指摘する。また、臨床心理士の平井正三は、「しばしば子どもが言葉で明確に述べることに訂正され、反論される。ところが、意思の表明者が子どもの場合、家庭裁判所では

は、大人が思つている以上に理解力や思考力がある場合がある」と指摘する。

これらの指摘に共通するのは、子どもが示した意思が大人が考へるよりも信頼できるということである。

我々大人が、子どもの示した意思を安易に分析、評価し、表明された意思とは違う結論を導いた場合、その結論が子どもの真意を適切に反映していない可能性は高いといえよう。

現在のような調査官による子どもの意思の分析、評価の仕方には問題があり、子どもの福祉に資することは言い難い。

(3) 児童臨床専門家との連携協働のもの

子どもの意思を把握する必要性

渡辺、平井は、ともに、子どもの意思の把握には十分な時間と労力をかけるべきと説く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないと見えていた。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流につき、子どもが表明した意

に乏しい。

実証されていない「科学的知見らしさも

ないことを示している。どんなに幼い子どもが被害者となる重大な事件につながる場合でも、暴力の危険性には細心の注意を払はなければならぬ」としつつも、「暴力の危険性を過大評価し、親子の関係を制限する」とすれば、子の健全な発達を損ね、子どもの福祉に反する可能性がある事案もある」との認識を示している。

面会交流について、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよ

う」を理由に、実証された子どもへの悪影響を軽んじる姿勢はあまりに非科学的である。「面会ありき」の姿勢と批判される仕方はない。

面会交流について、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよう

う」を理由に、実証された子どもへの悪影

響を軽んじる姿勢はあまりに非科学的である。「面会ありき」の姿勢と批判される仕方はない。

ではなく、児童精神科医や臨床心理士等々、児童臨床の専門家の関与のもとで行われるべきである。時間をかけて子どもと信頼関係を築き、その信頼を土台にしつつ慎重に子どもの意向を聴取することが必要である。このような方法をとることで、子どもの真意を正確に把握することが可能となる。

意思を表明したにもかかわらず、これを無視され、面会を強要されることは、子どもにとつて理不尽であり、子どもに行き場のない怒りを植え付け、大人への信頼を失せ、非常に有害である。子どもの情緒に反した面会交流の継続は、子どもの情緒の発達に重大な悪影響を与える。

家庭裁判所は、自らの能力の限界を自覚し、子どもの意思の把握につき、児童臨床専門家との連携協働を真剣に検討する必要がある。

なお、第三者の立ち会いなく、密室で行われる現在の調査官による子どもの意思の調査は、当事者、関係者に疑惑を抱かせていくことにより、子どもの成長に必要不可欠なことにより、子どもの成長に必要不可欠な

身体的・物理的安全、心理的・情緒的安全を確保することが何よりも重要となる。DV事案での面会交流では、子どもの安全が害されることのないよう慎重な配慮が求められる。

家庭裁判所では、身体的・物理的安全も確保されず、子どももダメージを受ける。子どもの生存と発達にも悪影響が及ぶ。

DV事案では、加害者である別居親から離れ、監護親による監護環境を安定させる

ことにより、子どもの成長に必要不可欠な身体的・物理的安全、心理的・情緒的安全を確保することが何よりも重要となる。DV事案での面会交流では、子どもの安全が害されることのないよう慎重な配慮が求められる。

専門家との連携協働を真剣に検討する必要がある。

渡辺、平井は、ともに、子どもの意思の把握には十分な時間と労力をかけるべきと説く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流について、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよう

う」を理由に、実証された子どもへの悪影

響を軽んじる姿勢はあまりに非科学的である。「面会ありき」の姿勢と批判される仕方はない。

感、安全感を抱ぎづらく、心身の回復には時間を要する。子どもが居る場合、子どもがDVを自撃していることは少なくなく、

子どももダメージを受ける。子どもの生存と発達には身体的・物理的な安全とのびやかな精神活動ができるための心理的・情緒的・安全的・物理的安全も確保されず、子ども

の発達にも悪影響が及ぶ。

DV事案では、加害者である別居親から離れ、監護親による監護環境を安定させる

ことにより、子どもの成長に必要不可欠な身体的・物理的安全、心理的・情緒的安全を確保することが何よりも重要となる。DV事案での面会交流では、子どもの安全が害されることのないよう慎重な配慮が求められる。

専門家との連携協働を真剣に検討する必要がある。

渡辺、平井は、ともに、子どもの意思の把握には十分な時間と労力をかけるべきと説く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流について、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよう

う」を理由に、実証された子どもへの悪影

響を軽んじる姿勢はあまりに非科学的である。「面会ありき」の姿勢と批判される仕方はない。

このような別居親からの要求に対ししては、別居親を適切に指導し、これを抑制する必要があるが、家庭裁判所の対応はあたかも腫れ物に触るかのようであり、適切に対処できているとは言い難い。

面会交流を強く拒んでいない監護親が、別居親から過大な権利要求を突きつけられ、面会を強く拒絶するようになってしまふ場合がある。また、監護親が面会交流に応ずる意思を示しているにもかかわらず、別居親が、自らの過大な要求の実現にこだわり、却つて面会交流が実現しないままとなる場合もある。

別居親の言動を放置することは面会交流の実現を困難にする。

(2) 履行の場面での問題行動

別居親の言動が問題となるのは調停、審判の場面だけではない。面会交流の内容が定まり、面会交流を実施する場面でも、別居親のルール無視、面会交流の条項につき独自の解釈に基づく行動、監護親や第三者に対する威圧的な言動などが、面会交流を中断させる。面会交流を継続的に行っていくには、両親間に面会交流を定めに沿つて実施できる程度の最低限の信頼関係が必要であるが、別居親の言動によって信頼関係は破壊される。DV事案であれば、監護親にDVの記憶が蘇り、心身に不調を来したり、DV被害からの心身の回復を阻害されることもある。

別居親の言動でストレスを受けるのは監護親だけではない。実際に別居親と面会する子どもが大きなストレスを受ける場合もある。

し、ひいては、監護環境を悪化させる危険さもある。前記第一・三のとおり、別居親の問題ある言動が原因で面会交流が実現できなくなつた場合、必要なのは別居親の言動の修正を促すことであり、それさえもなく間接強制で面会交流が実現するとは思えない。

専ら監護親の身勝手により面会交流が実現していない事例は必ずしも多くはない、間接強制が面会交流に繋がらないことは当然といえよう。

子どもの貧困が社会問題となつていては母子世帯の総所得は児童のいる世帯の総所得の僅か三六%に留まっている。²⁸⁾監護親の多くは母であり、間接強制金の制裁が科されるのは殆どの場合で母子世帯である。間接強制に効果が期待できない以上、裁判所が間接強制を認めるることは、多くの場合面会の再開にではなく、貧困状態の母子世帯を経済的に追いつめ、その貧困化を加速することにしか結びつかない。

二 改められるべき実務の現状

前記最高裁決定は、「子の面会交流に係る審判は、子の心情等を踏まえた上でされているといえる」から「審判に基づく間接強制決定を妨げる理由となるものではない」とする。しかし、調停、審判の手続において子どもの意思が軽視されていることは、第一・一で詳しく述べたとおりであり、最高裁の認識は誤っている。

面会交流の調停、審判につき間接強制を認めるのであれば、その前提として、子ど

る。面会交流開始前には別居親に特に悪い

ばならないことも理解させる必要がある。

別居親がルールに則つて抑制的に行行動でいるのなら、裁判所でいくら約束したところでもスムーズな面会交流など実現できるはずもない。

子どもたちの変化を自らが招いたものであると自覚できる別居親であれば、反省し、自らの言動を改めることで、子どもの心境が変化し、面会交流に再び前向きになることもあるかもしれない。

子どもたちの変化を自らが招いたものであると自覚できる別居親であれば、反省し、自らの言動を改めることで、子どもの心境が変化し、面会交流に再び前向きになることもあるかもしれない。

第三 面会交流が実現しなかつた場合の対応

(1) 母子の貧困化を加速させる裁判所

最高裁判所が面会交流につき間接強制を認め得る場合があるとの判断を示して以来、別居親から間接強制が可能な内容の審判が求められることが増えた。実際に間接強制の申立てをされたことも珍しくなくなっている。

しかし、今回の調査で、間接強制が面会交流再開に必ずしも結びついてはいない実情が明らかになった。面会交流が中断したこと、面会の実現は更に困難となる。

この四件も、一件は間接強制の手続きを調停的に進行して監護親と別居親が話し合ったとの回答はそのうちの四件のみである。この四件も、一件は間接強制の手続きを調停的に進行して監護親と別居親が話し合ったとの回答はそのうちの四件のみであ

り、DV事案への配慮（前記第一・一）、別居親の言動の抑制（同・二）についても同様である。

第一で述べた家裁実務の問題点について改善がなされれば、実現困難な面会交流が決められる事案が減少し、調停、審判で決められた面会交流が中断することも少なくなるはずである。

前記第一・一のとおり、DV事案につき十分な配慮もなく無理な面会交流が決められており、純粹に間接強制の効果で面会が実現したのはわずか二件であった（問一四の回答）。

前記第一・一のとおり、DV事案につき十分な配慮もなく無理な面会交流を行つた結果、子どもの心身に悪影響が生じたとの回答が多数寄せられた（問一五・一六）。また、監護親の心身に悪影響が及んだとの回答も多数寄せられた（問一七・一八）。監護親への悪影響は監護の質の低下を招き、子どもの生活環境を悪化させる。

第四 面会交流実施による悪影響

裁判所で決められた面会交流を行つた結果、子どもの心身に悪影響が生じたとの回答が多数寄せられた（問一五・一六）。また、監護親の心身に悪影響が及んだとの回答も多数寄せられた（問一七・一八）。監護親への悪影響は監護の質の低下を招き、子どもの生活環境を悪化させる。

一 直接的な子への悪影響

子どもに生じた悪影響の具体的な内容については、調査結果（問一六）のとおりである。不眠、夜泣き、悪夢、頻尿、じんまし、発熱、赤ちゃん返り等々の症状が現れると推測される。

子どもの成長は早い。両親との関係が中D、不安障害といった診断を受けたとの回答も報告されている。回答を寄せた弁護士が関わった事件を全て合わせても全国の家庭裁判所が扱つた面会交流事件全体から見れば微々たるものであり、今回調査で明らかになった子どもが傷つけられた事案が氷山の一角であることは明白である。一体どれほどの子ども達が家庭裁判所によって傷つけられているのである。

家庭裁判所が子どもを傷つける事態は避けられないものではない。面会交流ありきの画一的な運用ではなく、時間をかけて子どもの意思を適切に把握し、その意思を尊重した柔軟な解決がなされれば、そのような事態の多くは回避できるはずである。

家庭裁判所が子どもを傷つける事態は避けられないものではない。面会交流ありきの画一的な運用ではなく、時間をかけて子どもの意思を適切に把握し、その意思を尊重した柔軟な解決がなされれば、そのような事態の多くは回避できるはずである。

家庭裁判所が子どもを傷つける事態は避けられないものではない。面会交流ありきの画一的な運用ではなく、時間をかけて子どもの意思を適切に把握し、その意思を尊重した柔軟な解決がなされれば、そのような事態の多くは回避できるはずである。

家庭裁判所が子どもを傷つける事態は避けられないものではない。面会交流ありきの画一的な運用ではなく、時間をかけて子どもの意思を適切に把握し、その意思を尊重した柔軟な解決がなされれば、そのような事態の多くは回避できるはずである。

18

への悪影響

(10) 渡辺久子・前掲注(5)二八頁。
 児童精神科医の田中究は、「DVの目撃、親の別居や離婚は子どもにとつて逆境体験となる。」こうした、逆境体験といった強いストレス状況にある子どもにとって、さらにそこに面会交流が、本人の同意のないまま、大人の都合によつて要求されることは、ようやく安定した生活の可能性に期待し始めた子どもにとつて極めて重い心的なトラウマをもたらす出来事である。このことは、一層子どもに負荷をかけ、子どもの身体や精神に障害を与える可能性がある」と指摘する。

田中究「DVと離婚、子どものトラウマへの配慮と面会交流」前掲注(5)梶村五五、五六頁。

(11) 平井正三・前掲注(6)三四頁。
 渡辺久子・前掲注(5)三六頁。渡辺は「家庭裁判所の調査官面接において、密室での誘導尋問や操作が無自覚に行われている疑惑を、筆者は強く抱いている」とし、調査官との「面接場面はビデオで記録し、家庭裁判所が保存し、必要に応じて専門家がチェックできるようにするべきである。スーパーバイザーがワンサイドミラーから面接を観察する方法もある」と述べる。

(12) 拙稿「面会交流をめぐる家裁実務の問題点」調査官調査の可視化を中心にして」前掲注(5)梶村二六八頁以下。

(13) 長谷川京子「面会交流原則的実施施策の問題点」前掲注(5)梶村七〇一二頁。

(14) 拙稿「面会交流をめぐる家裁実務の問題点」調査官調査の可視化を中心にして」前掲注(5)梶村二六八頁以下。

(15) 長谷川京子「面会交流原則的実施施策の問題点」前掲注(5)梶村七〇一二頁。

(17) 細矢郁ほか・前掲注(1)七八頁。

(18) 公表されている審判例として、東京家審平13・6・5家月五四卷一号七九頁、横浜家審平14・1・16家月五四卷八号四八頁、東京家審平14・5・21家月五四卷一一号七七頁、東京家審平14・10・31家月五五卷五号一六五頁がある。筆者が監護親の代理人となつたDV事案でも、平成一六年と平成一八年に面会交流の申立てを却下する審判が出されている。

(19) 宮崎紀子・土方正樹・鳥居貴美子・千葉幸史・日黒正貴・及川由佳「配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事例における子の調査方法の研究」家裁調査官研究紀要一九号三・四頁。この研究では、主に米国の議論をもとに、DVを「パワーとコントロールに基づく暴力(SCCV, Coercive Controlling Violence)」「暴力による抵抗(VR Violent Resistance)」「対等な関係性の暴力(SIV, Separation-Instigate Violence)」に分類し、危険性評価は差をつける。DVといえども様々であり、危険度も一律でないことは否定しない。しかし、DV理解が進む米国と異なり、DVの危険が適切に評価されているとは言い難い我が国の家裁実務の現場において暴力を過度に類型化することは、異なるDVの過小評価に繋がらないか。

20) 友田明美「家族の葛藤と子どもの心と脳の発達」前掲注(4)小川・四二、三四頁。

21) 渡辺義弘「心理学的知見の教条化を排した実務運用はどうあるべきか—子どもを中心の面会交流の背景を踏まえて—」前掲注(5)一四一～一四五頁。

(23) 東京高裁平25・7・3判タ「三九二号」二三三頁。筆者が関わった事案でも同様の判断がなされたものがある。

(24) 長谷川京子、「子どもの監護と離婚後別居親の関わり」本誌二二六〇号一頁以下。

(25) 最一決平25・3・28（平二四（訃）四一・四七・四八号）。

(26) 平成二四年国民生活基礎調査。

(27) 本誌二二六〇号三頁以下。
(かにやすのり・弁護士)

参考資料・司法が関与する面会交流の実情に関する調査結果の概要

| 調査主体 | 日弁連両性の平等に関する委員会 |
|------|---|
| 調査方法 | 日弁連両性の平等に関する委員会委員宛にアンケート用紙を配付し、FAX又はEメールで回答を得た。なお委員に対し、単位会の両性の平等に関する委員、面会交流事件を扱っている弁護士へ配付を依頼。 |
| 調査期間 | 二〇一六年一月二〇日から一月二〇日 |
| 回答結果 | 六五人 |

問一 DVや子どもへの虐待があつた事案にもかかわらず、調停委員、調査官、裁判官などから子どもを別居親と面会させるよう求められたことがある。四九人

問三 DVや子どもへの虐待があつた事案で、直接の面会交流を行うこととなつた事案がある。

問四 履行が困難と感じる内容の調停が成立したり、審判を出された経験がある。

問五 履行が困難であると感じた理由（抜粋）

ア 調停で監護親が非監護親と子の面会交流に立ち合うよう調査官からしつこく求められた。監護親が精神疾患になつた。

イ 小学校高学年の子が面会を拒否しているにもかかわらず、会わせる努力を監護親はすべきだと審判。

ウ DV、モラハラの事案で、夫が、年間一〇〇日の面会交流を要求してきいた事案（未成年者四才）。調停中は、月一回、第三者機関の受渡支援を受けながら面会交流を継続してきたものの夫が第三者機関外での自由な面会交流を強硬に要求し、審判移行。審判では、未成年者が、幼稚園年中の間は第三者機関外での面会交流をする

判例時報 2299号

加害者である別居親からの面会交流の要求に対し、被害者である監護親がDVの事実や、別居親への恐怖心を訴えることは心情として当然のことである。ところが、先述のように、面会交流事件に関して暴力の危険性の過大評価を戒める家庭裁判所では、監護親が訴えるDVの危険は、面会交流実施の妨げとならないよう過小評価され、軽く扱われる（問五のソ、ツ、テ、問八のセ、テなど）。運良く理解ある調停委員に当たれば、監護親の言葉に耳を傾け、これに配慮した調停進行がなされることもある。しかし、そうでない場合、監護親の訴えは面会交流を拒否するための「わがまま」程度に受け取られ、「面会交流させることは監護親の役目」などと、上から目線で「お説教」されることも珍しくない。

かつて、調停は、DV被害者にとってエンパワーメントの場として機能していた。しかし、現在では、自らの訴えも聞き入れられず、面会交流を強く説得されるという

DVに対する家庭裁判所の姿勢は、直ちに改められなければならない。

第五 最後に

原則的実施論に基づく画一的・定型的な運用は司法が関わる面会交流に大きな歪みを生じさせている。裁判所に持ち込まれる事件はそれぞれ異なつており、子どもの置かれた状況もそれぞれ異なつてるのであるから、本来、目の前のその子に合った解決が目指されなければならない。しかし、裁判所は、目の前のその子ではなく、抽象的な子どもを念頭に、子どもの利益になるとして面会交流を命ずる。その子の拒絶意思は、子どもの福祉に資するとされていて、面会交流の妨げとならないよう解釈される。また、面前DVが及ぼす様々な影響にも目を瞑り、暴力の危険も過小に評価し、十分な配慮がないままDV事案で面会交流を命ずる。調停、審判での別居親の言動から面会交流の実現に困難が予想されるような場合であっても面会交流を命ずる。

監護親と子どもに責任を転嫁し、間接的強制金の支払いという「罰」を加え、監護親と子どもを苦しめる。

今回の調査では、現在の家裁実務に対する非常に厳しい意見が多数寄せられた（問一九的回答）。これら弁護士の意見の背後には、その何倍もの当事者達の声がある。裁判所はこの声に真摯に耳を傾けるべきである。そして、原則的実施論に基づく画一的・定型的な運用がいかなる結果を招いているかを直視し、早急にこれを改めるべきである。

裁判所が何も対応せず、このままの状態を放置し続ければ、いずれ、社会からの信頼を失うことになるであろう。裁判所にとって傷つけられた子ども達も日々成長していく日の日が大人になるのである。

(1) 細矢郁・進藤千絵・野田裕子・宮崎裕子「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理のあり方－民法七六六条の改正を踏まえて－」家月六四巻七号八〇頁。

(2) 前掲注(1)八〇、八一頁。

(3) 外岡恵美子・前田勉・本多洋子・吉田央・貝原弓子・松下美加子「家事事件における小学生の子を対象とした調査の

(6) 平井正三「子どもの主体的な声をくこと」臨床心理学の関わり方 前掲注(5)二〇一五二八〇三頁。

(7) 一〇一四年九月に名古屋で開催された第一〇回 ISPCAN 国際子ども虐待防止学術世界会議においてケンープ賞を受賞した児童精神科医でシドニー大学名誉教授のオーツ (K.Oates) は、記念講演で「子どもの面会交流拒否は同居親(母親)に吹き込まれたものではない。自分の意図で拒否する。大人が子どもを唆すことは簡単ではない。また、子ども時代の被虐待体験とはすぐに消える『砂の上の足跡』ではなく、永続的な影響がある『セメントの足跡』なのだ」と述べたとのことである。前掲注(5)三〇、三一頁。

(8) 渡辺久子・前掲注(5)三〇頁、三一頁。渡辺は「なぜ子どもが別居親との面会交流を拒否するのか、その理由、内容、意味や程度を大人達が多面的に理解し、深く精査することが重要である」と指摘する。また、「子どもの意思表明を的確に評価するためには、子どもを安全安心な環境のもとにおいて、中立性が確保された、子どものからだと脳と心の発達を理解する専門家が、子どもの信頼を得てその真意の聽取に当たらなければならない」と述べる。

(9) 平井正三・前掲注(6)三一頁。平井は「(子どもに)虐待状況や親からの強

面会交流を実施する場合、監護親は、別居親との間で日程の調整等々のために連絡を取り合わなければならなくなることも多い。子どもの年齢によっては面会交流の場への同席や、子どもを引き渡すために別居親と直接接触しなければならないこともあります。監護親がDV被害者の場合、面会交流への悪影響

非常にストレスフルな場となつてゐる。丁度会交流の実施により監護親が心身に不調を来し、中には病院の受診さえも余儀なくされているとの回答も得られたが、この結果は、実務の現状からして予想できたものである。

個別の事情に十分配慮せず、画一的に
められた面会交流は実現に困難さを抱え
おり、調停条項や審判通りに履行されな
結果に繋がり易い。すると、裁判所は、
として間接強制という強権的手法を用いて
調停、審判どおりの面会を強要する。実際
困難な面会交流を命じた裁判所にも責任有
あるよそのこと、自らの責任とは向き合

留意点」家裁調査官研究紀要一八号
五、七六頁。

(4) 拙稿「司法における面会交流の現実 小川富之・高橋睦子・立石直子編『離後の親子関係を問い合わせ直す』(法律文化社)
二〇一六一〇一二一〇一二一頁

(5) 渡辺久子「子どもの本音・声を歪ない面会交流とは?—乳幼児精神保健からの警鐘ー」梶村太市・長谷川京子

(14) 拙稿「面会交流をめぐる家裁実務の問題点—調査官調査の可視化を中心にして—」前掲注(5) 梶村一六八頁以下。

(15) 長谷川京子「面会交流原則的実施策の問題点」前掲注(5) 梶村七〇一二二頁。

(16) 拙稿(注14)一七〇頁。別居親との面会交流を好意的に評価する立場から

20) DVの過小評価に繋がらないか。
 友田明美「家族の葛藤と子どもの心
 と脳の発達」前掲注(4) 小川・四二、
 四三頁。

21) 渡辺義弘「心理学的知見の教条化を
 排した実務運用はどうあるべきか—子ど
 もを中心の面会交流の背景を踏まえて—」
 前掲注(5)一四一～一四五頁。

回答者結果　六五人　月〇日

月一回 第三者機関の受渡支援を受けながら面会交流を継続してきたものの夫が第三者機関外での自由な面会交流を強硬に要求し、審判移行。審判では、未成年者が、幼稚園年中の間は第三者機関を利用し、その後は第三者機関外での面会交流をする。

(11) ⁽¹⁰⁾ 渡辺久子・前掲注 (5) 二八頁。
児童精神科医の田中究は、「DVの目撃、親の別居や離婚は子どもにとつて逆境体験となる。」こうした、逆境体験といつた強いストレス状況にある子どもにとって、さらにそこに面会交流が、本人の同意のないまま、大人の都合によつて要求されることは、ようやく安定した生活の可能性に期待し始めた子どもにとつて極めて重い心的なトラウマをもたらす出来事である。このことは、「一層子どもに負荷をかけ、子どもの身体や精神に障害を与える可能性がある」と指摘する。田中究「DVと離婚、子どものトラウマへの配慮と面会交流」前掲注 (5) 梶村五五、五六頁。

(12) 平井正三・前掲注 (6) 三四頁。

(13) ⁽¹²⁾ 渡辺久子・前掲注 (5) 三六頁。渡辺は「家庭裁判所の調査官面接において、密室での誘導尋問や操作が無自覚に行われている疑惑を、筆者は強く抱いている」とし、調査官との「面接場面はビデオで記録し、家庭裁判所が保存し、必要に応じて専門家がチェックできるようになるべきである。スーパーバイザーがワンサイドミラーから面接を観察する方

(17) 細矢郁ほか・前掲注(1)七八頁。

18) 公表されている審判例として、東京家審平13・6・5家月五四卷一号七九頁、横浜家審平14・1・16家月五四卷八号四八頁、東京家審平14・5・21家月五四卷一一号七七頁、東京家審平14・10・31家月五五卷五号一六五頁がある。筆者が監護親の代理人となつたDV事案でも、平成一六年と平成一八年に面会交流の申立てを却下する審判が行われている。

19) 宮崎紀子・土方正樹・鳥居貴美子・千葉幸史・日黒正貴・及川由佳「配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究」家裁調査官研究紀要一九号三・四頁。この研究では、主に米国の議論をもとに、DVを「ペルセーベンテロールに基づく暴力」(CCV, Coercive Controlling Violence)、「暴力による抵抗(YVR, Violent Resistance)」「同等な関係性のSIV, Separation-Instigate Violence」や「状況的」に起る暴力(SCV, Situational Couple Violence)」「関係を破綻させる暴力」などが出来事が引き起こす暴力(Violence)」に分類し、危険性評価は差を認め。DVといふとも様々であり、危険度も一律でないことは否定しない。しかし、DV理解が進む米国と異なり、DVの危険が適切に評価されているとは言い難い我が国の家裁実務の現場においてもDV事案での面会交流については慎重に考える必要性が指摘されている。

(22) 東京高裁平25・7・3判タ一三九号二三三頁。筆者が関わった事案でも同様の判断がなされたものがある。

(23) 最高裁判所判例解説民事篇平成一二年度(下)二二事件五一一百頁以下。

(24) 長谷川京子「子どもの監護と離婚後別居親の関わり」本誌二二六〇号一一頁以下。

(25) 最一決平25・3・28(平二四訴四一・四七・四八号)。

(26) 平成二四年国民生活基礎調査。

(27) 本誌二二六〇号二頁以下。
(かにやすのり・弁護士)

問一 DVを子どもへの虐待があつた事案にもかかわらず、調停委員、調査官、裁判官などから子どもを別居親と面会させるよう求められたことがある。四九人

問三 DVや子どもへの虐待があつた事案で、直接の面会交流を行うこととなつた事案がある。四三人

問四 履行が困難と感じる内容の調停が成立したり、審判を出された経験がある。三四五人

問五 履行が困難であると感じた理由（抜粋）

ア 調停で監護親が非監護親と子の面会交流に立ち合うよう調査官からしつこく求められた。監護親が精神疾患になつた。

イ 小学校高学年の子が面会を拒否しているにもかかわらず、会わせる努力を監護親はすべきだとの審判。

ウ DV、モラハラの事案で、夫が、年間一〇〇日の面会交流を要求してきた事案（未成年者四才）。調停中は、

加害者である別居親からの面会交流の要求に対し、被害者である監護親がDVの事実や、別居親への恐怖心を訴えることは心情として当然のことである。ところが、先述のように、面会交流事件に関して暴力の危険性の過大評価を戒める家庭裁判所では、監護親が訴えるDVの危険は、面会交流実施の妨げとならないよう過小評価され、軽く扱われる（問五のソ、ツ、テ、問八のセ、チなど）。運良く理解ある調停委員に当たれば、監護親の言葉に耳を傾け、これに配慮した調停進行がなされることもある。しかし、そうでない場合、監護親の訴えは面会交流を拒否するための「わがまま」程度に受け取られ、「面会交流させるることは監護親の役目」などと、上から目線で「お説教」されることも珍しくない。

かつて、調停は、DV被害者にとってエンパワーメントの場として機能していた。しかし、現在では、自らの訴えも聞き入れられず、面会交流を強く説得されるという

DVに対する家庭裁判所の姿勢は、直に改められなければならない。
第五 最後に
原則的実施論に基づく画一的・定型的運用は司法が関わる面会交流に大きな歪みを生じさせている。裁判所に持ち込まれ事件はそれぞれ異なっており、子どものかれた状況もそれぞれ異なっているのであるから、本来、目の前のその子に合った決が目指されなければならない。しかし裁判所は、目の前のその子ではなく、抽象的な子どもを念頭に、子どもの利益になして面会交流を命ずる。その子の拒絶思は、子どもの福祉に資するとされてい面会交流の妨げとならないよう解釈される。また、面前DVが及ぼす様々な影響も目を瞑り、暴力の危険も過小に評価し十分な配慮がないままDV事案で面会交を命ずる。調停、審判での別居親の言動ら面会交流の実現に困難が予想されるよな場合であっても面会交流を命ずる。

今回の調査では、現在の家裁実務に対する非常に厳しい意見が多数寄せられた（一九の回答）。これら弁護士の意見の背景には、その何倍もの当事者達の声がある。裁判所はこの声に真摯に耳を傾けるべきである。そして、原則的実施論に基づく画的・定型的な運用がいかなる結果を招いているかを直視し、早急にこれを改めるべである。

裁判所が何も対応せず、このままの状態を放置し続ければ、いずれ、社会からの頼みを失うことになるであろう。裁判所にて傷つけられた子ども達も日々成長していく日の日か大人になるのである。

(1) 細矢郁・進藤千絵・野田裕子・宮裕子 「面会交流が争点となる調停事件実情及び審理のあり方－民法七六六条改正を踏まえて－」 家月六四巻七号八頁。

(2) 前掲注(1)八〇、八一頁。

(3) 外岡恵美子・前田勉・本多洋子・田央・貝原弓子・松下美加子「家事事における小学生の子を対象とした調査

(6) 平井正三「子どもの主体的な声を尊重することと臨床心理学の関わり方」前掲
 第二〇回 ISPCAN 国際子ども虐待防止
 学術世界会議においてケンプ賞を受賞した児童精神科医でシドニー大学名誉教授のオーツ (K.Oates) は、記念講演で「子どもの面会交流拒否は同居親（母親）に吹き込まれたものではない。自分の意図で拒否する。大人が子どもを唆すこと簡単ではない。また、子ども時代の被虐体験とはすぐに消える『砂の上の足跡』ではなく、永続的な影響がある『セメントの足跡』なのだ」と述べたとのことである。前掲注(5) 三〇、三一頁。

(7) 二〇一四年九月に名古屋で開催された第二〇回 ISPCAN 国際子ども虐待防止
 学術世界会議においてケンプ賞を受賞した児童精神科医でシドニー大学名誉教授のオーツ (K.Oates) は、記念講演で「子どもの面会交流拒否は同居親（母親）に吹き込まれたものではない。自分の意図で拒否する。大人が子どもを唆すこと簡単ではない。また、子ども時代の被虐体験とはすぐに消える『砂の上の足跡』ではなく、永続的な影響がある『セメントの足跡』なのだ」と述べたとのことである。前掲注(5) 三〇、三一頁。

(8) 渡辺久子・前掲注(5) 三〇頁、三三頁。渡辺は「なぜ子どもが別居親との面会交流を拒否するのか、その理由、内容、意味や程度を大人達が多面的に理解し、深く精査することが重要である」と指摘する。また、「子どもの意思表明を的確に評価するためには、子どもを安全な心な環境のもとにおいて、中立性が確保された、子どものからだと脳と心の発達を理解する専門家が、子どもの信頼を得てその真意の聴取に当たらなければならない」と述べる。

(9) 平井正三・前掲注(6) 三一頁。平井は「(子どもに)虐待状況や親からの強

ものとされた。別居後も自宅への押しあげ、幼稚園での警察沙汰、連日の面会交流を求める、連絡文送付等問題行動の多い夫であるのに、第三者が機関外面会を認めたため、妻の負担が大きい。

工 感情的対立が大きい。

オ 子と監護親にとつては虐待というべき過度なスキンシップを行なつてくることを別居親・裁判所が問題視しない。

カ 子どもが面会を強く拒絶していたから。

キ 子の引渡しを行う者の確保。

ク 子の意向に反したため、子が面会を拒否した。

ケ 保護命令を二回申立てており、母は父と話ができない。

コ 子(一人)が一才のときに別居しており、父子関係が形成されておらず、面接開始時(五才)までに別居後約四年が経過している。

サ D.V.の事案であるのに、将来の面会交流に向けての協議を前提とした調停が成立していた。

シ 未成年子が別居親に対して拒否感情が強く、試行的面会交流も途中退室して泣き出す等、困難が想定された。

ス 面会交流を実施できるような最低限の信頼関係すら修復されていない。

セ 月二回の宿泊という条件の審判。深刻なD.V.ではなかつたし夫宅の近く

2299号 判例時報

2299号 判例時報

に住んではいたが、幼稚園の年長の女児で月二回の宿泊は負担が大きい。
ソ D.V.により監護親である母親が父親と対峙することが困難であるにもかかわらず、審判によつて面会が命じられた。

タ 非監護親から身を隠している事案では、面会をさせることそのものが、子どもの口を通じて母子の居場所を推知させる情報が引き出される恐れがある。さりとて、子どもに口止めをすることは、子を板挟みにし、過度の精神的負担になり、できない。
チ 暴力暴言を理由に監護親の別居親(とその両親の介入)への不信感が強い。別居親が遠方に住んでいる(海外等)。監護親・別居親とともに精神疾患がある等。
ツ 妻側の精神的負担が大きく、履行をするほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。家裁は、D.V.被害を受けた監護親側の精神的ストレスを軽視しているが、あるいは監護親として乗り越えるべき課題かのように安易に考えすぎていると思う。

テ 監護親である母親には、非監護親である父親から受けた暴力によるP.T.S.D.症状があり、また子の姉に当たる父親とは養子にあたる子どもにも強い恐怖が残つており、途中で母親が調停続行も不可能になり、試行面

ト 再調停・審判事案だったが、前の調停条項が日時を毎月漸増させる方法で詳しそぎ、細かすぎて、毎回の事情の変化を考慮していないために、到底守られないことは、最初からわかつていたはず。

タ ①子どもが急病になる等の事情が発生した場合、代替日を設けるか、②回の調停が合意されている。

シ 安直に実施だけを決めて、実施に無理のある条項が散見される。

ス 回数が多すぎるため、当事者間の調査書を批判的に論評、上記判決に至つてはしなかつたのは、調査官が面会を控えた方がいいという意見書を提出、監護親がその意見に従つていたため。

裁判官は、子どもに直接会うことも強い恐怖が残つており、途中で母親が調停続行も不可能になり、試行面

ト 中学校三年生の女児が、本気で非監護親に腹を立てていて会うのが嫌だ、と明確な意思を表示していた。調査報告書は自分の意見が正しく聞き取られていないと反論書までだしてきただ。

ナ 月二回等、頻度が多くすぎるため、子どもが成長するにつれ調整が困難になると感じた。また、監護親も、非監護親の希望に合意すれば、親権を譲歩してもらえたり、養育費を多く支払つてももらえるという気持ちがある等。

ト 中学校三年生の女児が、本気で非監護親に腹を立てていて会うのが嫌だ、と明確な意思を表示していた。調査報告書は自分の意見が正しく聞き取られていないと反論書までだしてきただ。

ナ 月二回等、頻度多くすぎるため、子どもが成長するにつれ調整が困難になると感じた。また、監護親も、非監護親の希望に合意すれば、親権を譲歩してもらえたり、養育費を多く支払つてももらえるという気持ちがある等。

ト 中学校三年生の女児が、本気で非監護親に腹を立てていて会うのが嫌だ、と明確な意思を表示していた。調査報告書は自分の意見が正しく聞き取られていないと反論書までだしてき

ビデオで取らせた。

妻が不倫の挙句出て行つたと思い込んでおり被害者意識が強いという紛争経緯もあるが、それに加えて権利意識が強く、子供の面会交流拒否はすべて監護親が吹き込んだものと考え、子供の現状に目を向けない。その結果、当方が申し立てた再調停に出席せず、間接強制、間接強制の制裁金増額と次々申し立て、さらに父子関係を悪化させている。

本子どもが病氣しても、仮病と監護親を攻撃する。

問一 子どもにどのような事情があつたか（抜粋）

ア 別居親への不信感、愛情の喪失。

イ 子どもの拒絶。

ウ 重度の障がいがある子で、定期的な面会が付き添いとの関係でも困難だつた。

エ 子（離婚時、中学生）が監護親が離婚できないのではないかと考え、別居親が望む面会交流を受け入れる意

思表示をしたが、離婚後、どうしても会いたくないと言つて面会交流を拒否。別居親が手紙を送つてくることは許容したもの、被書者である監護親に対する謝罪がないなど、子の気持ちへ配慮した内容にならないため、子の態度に変更がない。

オ 会いたがらない。

2299号 判例時報

2299号 判例時報

2299号 判例時報

問一三 調停条項や審判通りに面会交流ができなかつた場合にどのような対応が取られましたか。なお、一つの事案で複数ある場合、複数の事案でそれぞれ要因がある場合は、すべて当てはまるものをお答えください。

一四人 お互いに何もしないかつた

一三人 当事者間での事実上の再調整をして面会を続けた

三人 支援機関を通じて条件を再調整して面会を続けた

二人 別居親が履行勧告を申し出た

一人 別居親が間接強制を申し立てた

二三人 別居親が再調停、審判を申し立てた

一五人 別居親が面会実現に繋がつた手続き

一四人 代理人間で調整

一九人 再調停

一四人 間接強制

件を合意したもの。また、一件は、別居親が監護親の同席を認めたために数回実現したが、その後、子どもが面会を拒否するようになり中断。

.. 履行勧告

一人

問一五 調停条項または審判に基づく面会

交流の実施により、子どもに悪影響が及んだ事案に出会つたことがある。二人

問一六 どのような悪影響であったか、その具体的な内容（抜粋）

ア 精神が不安定になり、二面性があらわれた。

イ 面会時に非監護親の悪口などを言つて、気持ちを離反させようとするなどし、子どもは面会の前後で情緒不安定になつた。

ウ 会いたくないとの子どもの意向に無関係に面会交流を一方的に決められたということで、父・母双方に反抗的になり生活が著しくあれた。

エ 面会交流の後で泣く、おねしょする（四才）。

オ 面会前や面会後に体調不良になる。

カ 別居親からのプレッシャーや、基本的には決められたとおりに実施しなければと真面目に考えている監督親との面会に消極的な子どもとの間での親子関係が悪化する。

キ 双方の親を逃げ場にして、生活が乱された。

ク 子どもが不眠、頻尿を訴え、心療内科に通院した。診断名は不安神経症抑うつ状態。学校行事への参加拒否（父親である別居親が突然現れるため）

ケ 離婚したのに、監護親のマンションの上階に越してきた。思い出すとこ

わくてふるえていた（小学二年生）。その後、再調停、審判で会わなくてよいなつたが、いやがらせが始まっている（パパは〇階にいるよ」というはり紙）、子がPTSDになつた。

コ 子どもが、じんましん、発熱、赤ちやんがえり（退行一家裁での調査時にも発現）など、監護者としては、じんましん等は都度受診させたいが、子どもが「あいつ（非監護親）に負けるからイヤ」となかなか受診させてくれない。監護親より面会させない審判を求め、その中で鑑定的に医師より心因反応との診断を受けた。

シ 不登園、退行（トイレの失敗等）、友達への暴力的態度、脱力等。

ス 「ママは私がきらいなんじょ」と泣いたり、睡眠中に寝言で「嫌だママのところに行く！」と言つて飛び起きたことなどがあった。（受診はしていない）

サ 情緒的不安、興奮状態を複数回。「適応障害疑い」との診断。

ソ 子どもが夜泣きをする、寝小便、落ち着きのなさ、怯え等の現象が生じた。医師の診断書に「精神不安定・夜驚症悪化・不眠」とある。

タ 子どもが、夜中に泣き叫ぶ、睡眠不足になる、不安感が増し「お母さん、ずっと一緒にいてくれるよね？」と

問一七 調停条項または審判に基づく面会交流の実施により、監護親が心身に不調をきたした事案に出会つたことがあります。

ア うつ病になつた。

イ もともと心療内科にかかっていたが、面会交流になると緊張が高まるため、その日前後にかならず通院するようになつた。

エ メンタル不調、不安等。

力 子どもが強く拒否した。

キ 別居親が子ども（小学校高学年）に会わせた面会交流が出来ず、独りよがりの方法を押し通そうとするため、子どもが面会交流を拒否するようになつた。

ク 子どもが会いたくないと言つていい。

コ 別居親と会うことを拒否。

サ ①別居親への悪感情②腎炎の治療③心療内科へ通院を要するようになつた。

シ 一回／月で、子（小一・娘）が別居親（元夫）と会うことが負担だと泣き出し、面会を拒絶したいと言われた（虐待は無いが、元夫が極端に無口）。

ス 子どもが部活などで忙しくなり、面会交流よりも部活を優先したくなつた。

セ 子の成長につれて生活リズムが変化し、条項通りの面会が困難となつた。

ソ 子が面会交流に消極的。

タ 子がPTSDと診断されており、別居親と接触できる状況ではない。

チ 面会交流実施後、子が不安定になります。居親と接觸できる状況ではない。

タ 子がPTSDと診断されており、別居親と接觸できる状況ではない。

チ 面会交流実施後、子が不安定になります。居親と接觸できる状況ではない。

タ 子がPTSDと診断されており、別居親と接觸できる状況ではない。

セ 子の成長につれて生活リズムが変化し、条項通りの面会が困難となつた。

ソ 子が面会交流に消極的。

タ 子がPTSDと診断されており、別居親と接觸できる状況ではない。

チ 面会交流実施後、子が不安定になります。居親と接觸できる状況ではない。

タ 子がPTSDと診断されており、別居親と接觸できる状況ではない。

セ 子の成長につれて生活リズムが変化し、条項通りの面会が困難となつた。

ソ 子が面会交流に消極的。

タ 子がPTSDと診断されており、別居親と接觸できる状況ではない。

ト 離婚後の環境の変化。特に、年齢を重ねることによる情緒面等の変化。

ナ 子どもの予定が入り、週末が空いていない。

ニ 子ども（小学校高学年以上）の非監護親に対する嫌悪感、拒絶感が強い。

ヌ 出生後間もなくの別居だったため、非監護者父の顔知らず。まだ幼少で父に会いたいというニーズが全くない。五歳になった現時点で、子は母以外の見知らぬ者との面会を拒絶している。

ヌ 面会中、ずっとビデオを撮られ、また別居親が監護親のことを執拗に聞かれることがから、別居親と会うくらいいなら死にたい等と強く拒絶するようになつた。

ノ 親同士が、離婚のためにもむなく面会合意するなどし、子どもは、親の離婚に協力をするためしんどそれに合わせてきていたものの、結局実際に面会をはじめると、非監護親とあわず、面会が負担となり、面会を拒否しあげたりする。

ハ 面会交流を実施することで友達と遊べなくなったり、熱心に行つているスポーツの試合に出られなくなつたたり（面会交流は、日曜日に実施することが多いため、試合や練習に重なつてしまうことが多い）して、子どもが嫌がるようになつた。

ヌ 面会をかたくなに拒否して会いたが

エ 子どもが父から直接間接の暴力を受けてトラウマを抱え、父との接触を強く拒絶していた。子どもは面会した場面でも、父に「虐待を受けた」「会いたくない」と訴えた（子どもが信頼する第三者が立ち会い、父から暴力をふるわれる恐怖はなかった）が、父に斥けられたことで、父には自分の切実な声は通じない、だから会うことは苦痛でしかない、と訴えた。

ヘ 様々な要因があると思われるが、結論として、子供は行っており、引き渡し現場で泣いて拒否したこともある。

フ 子どもが父から直接間接の暴力を受けてトラウマを抱え、父との接触を強く拒絶していた。子どもは面会した場面でも、父に「虐待を受けた」「会いたくない」と訴えた（子どもが信頼する第三者が立ち会い、父から暴力をふるわれる恐怖はなかった）が、父に斥けられたことで、父には自分の切実な声は通じない、だから会うことは苦痛でしかない、と訴えた。

ト ことばは苦痛でしかない、と訴えた。

ア 遠距離であること、立会人（監護親の男性親族）の負担が大きいこと。

イ 交通費や場所の問題

ウ 監護親の親族と別居親との対立。

エ 子どもの受渡や連絡などの支援ができない。監護親より面会させない審判を求め、その中で鑑定的に医師により心因反応との診断を受けた。

イ 交通費の負担や支援機関の費用の負担ができなかつた。

ア その他の問題として、どのような事情があつたか。（抜粋）

ア 遠距離であること、立会人（監護親の男性親族）の負担が大きいこと。

イ 交通費や場所の問題

ウ 監護親の親族と別居親との対立。

エ 子どもの受渡や連絡などの支援ができない。監護親より面会させない審判を求め、その中で鑑定的に医師により心因反応との診断を受けた。

イ 交通費の負担や支援機関の費用の負担ができなかつた。

ア うつ病になつた。

イ もともと心療内科にかかっていたが、面会交流になると緊張が高まるため、その日前後にかならず通院するようになつた。

ア うつ病になつた。

イ もともと心療内科にかかっていたが、面会交流になると緊張が高まるため、その日前後にかならず通院するようになつた。

ア うつ病になつた。

イ もともと心療内科にかかっていたが、面会交流になると緊張が高まるため、その日前後にかならず通院するようになつた。

ア うつ病になつた。

イ もともと心療内科にかかっていたが、面会交流になると緊張が高まるため、その日前後にかならず通院するようになつた。

ヒ 小さい子は体調不良でキヤンセルとなることも（それを非監護親が理解せず責める）。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと自体が面倒になる。

ヌ 小さい子は体調不良でキヤンセルとされることが多い（それを非監護親が理解せず責める）。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと自体が面倒になる。

ヌ 小さい子は体調不良でキヤンセルとされることが多い（それを非監護親が理解せず責める）。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと自体が面倒になる。

ヌ 小さい子は体調不良でキヤンセルとされることが多い（それを非監護親が理解せず責める）。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと自体が面倒になる。

ヌ 小さい子は体調不良でキヤンセルとされることが多い（それを非監護親が理解せず責める）。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと自体が面倒になる。

ヌ 小さい子は体調不良でキヤンセルとされることが多い（それを非監護親が理解せず責める）。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと自体が面倒になる。

ヌ 小さい子は体調不良でキヤンセルとされることが多い（それを非監護親が理解せず責める）。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと自体が面倒になる。

ヌ 小さい子は体調不良でキヤンセルとされることが多い（それを非監護親が理解せず責める）。忙しくなり面会の重要性の比重が下がる。監護親との生活を反映し、非監護親と会うこと

に促進し、肝心要の子の意思や心情も無視あるいは軽視・曲解し、面会交流中の非監護親の不穏当な言動も見て見ぬふりをしてまで「会わせる」ことを強要する一方で、養育費の水準がどう見ても実質的公平を欠き低く抑えられた上。非監護親による養育費の不当・不合理な値切り、出し惜しみには寛容な態度が、とにかく許し難い。面会交流がそれほど重要なならば、養育費はそれ以上に、子どもへの愛情の現れであり、子どもとの大切な絆であるはず。

ト
会うなら親らしい責任をとりつつ会つて欲しいという監護親の当然の気持ちについて、ほとんど考慮しないか、面会をしないための屁理屈程度にしか受け止めておらず、自然発生的な人間の感情と家裁実務とがかけ

原則実施論のため、権利意識が強くなった別居親が、自己満足や妻への制裁として面会交流を主張し、家裁がそれを後押ししているように感じる。両親双方への十分な親教育をし、子にも無償カウンセリングや相談機関を設けるなど、子が辛い思いをすることができるだけ少なくなるようにしていかなければならぬと思ふ。

裁判所には面会交流が難しい事案が申し立てられる。こうした事案では、面会の機会を与えた子どもが別居親とよい交流を得るという結果を生むわけではない。却つて、DV虐待被害の終結、被害親子の生活再建を障害する深刻なリスクも考慮する必要がある。別居親の過去の行為は、単なる「過去の事実」ではなく、子どもの経験・親子の人間関係を構成している要素であるから、子どもの視点からていねいに評価し、面会の可否を判断すべきである。原則的実施論は声の大きい圧力に屈し、子どもの利益を棚上げする、無責任な事件処理である。

裁判の世界を生きて

発行・発売所

判例時報社

元最高裁判事 中村治朗著
好発売中 評定価 四三二〇円(税込)
A5判 箱入上製本 五一八頁

著者が一九五〇年の日本をひたすら裁半刃はこれに関連する仕事や、これをめぐつて終始私の頭を占拠していた裁判に関するさまざまな問題についての読書、勉強、思索に打ち込んで過ごしてきたといふ、いわば自分のこれまでの人生に対する一つの思いを込めた、いささかの感傷ないし感懐の言葉としての表題が本書そのものである。「若い法曹、特に私の後輩にあたる若い裁判官の人たち、……に對して、本書がなんらかの示唆ないし刺戟を与える、また、幾何かの興味や関心を惹き起こすよすがとなるところがあるかもしれない」というお考えから、既発表のものに新稿二篇を加えて一書にまとめられたもの。

明哲の著者が人と社会と裁判の理想と現実を探求した比類なき名著。

セ P T S D 症状やうつ、不眠等の精神的不調が起き、そのことが日常生活がみられ、日常生活に支障がでると言っていた。ス 不眠、動悸、不安感、食欲減退などがみられ、日常生活に支障がでると搬送され、入院を余儀なくされた。ス 悪感を持つ等、受診した精神科で別居親から受けた D V をうまく説明できなかつた。動悸、眩暈により救急

問一九 面会交流に関する家裁実務の現状につき、感じるところ（抜粋）

ア DV被害に対する理解が本当になき
れているのか疑問。

イ 葛藤が強い親同士の場合にも子の面
会交流を強いるのは納得いかない。

ウ 別居親として面会交流前にやるべき
ことがあるはず。家裁もそのような
プロセスを重視して欲しい。

ク 裁判所の手を離れた後にどんなふうで面会交流を実施していくのかについて、もっと当事者とイメージを共有し、最終的な面会交流の実施に向けて、当事者に寄り添いながらスムーズを踏んで欲しいと思う。

コ 調停期日では殆ど何もせず、代理人間で調整してくだけないと言われることが多い気がする。

サ DV夫が面会交流の権利者となつて

ソ　まずは素直に子どもの声を聞く姿勢を持つてもらいたいと思うケースが多い。子ども手続代理人の利用をもつと促進すべき。

タ　実施という結論ありきで丁寧さに欠ける傾向が顕著。

チ　DV被害者である監護親は「子どものために」と家裁から強要され、DV加害者である別居親と会うことを余

ケ 産後うつがベースにあり、夫との関係で適応障害と診断されていた症状が離婚成立によりいつたん軽快し投薬不要にまで至ったが、面会を通じて元夫と接触がつづく中で再度受診が必要な程度に不安が高まっている。

コ もともと夫（父）の言動によりうつ病の診断を受けていたが、夫のF.A.X等で言動を思い出し、一時的に体調が悪くなることがあった。

サ 強いストレスによる不眠や悪夢、面会の日が近づくにつれて鬱状態のようになる、感情の起伏が極端に乏しくなったり、激しくなつたりする等、PTSDの典型的なあるいはこれに類似する諸症状。

タ 不安神経症になつた。

チ うつ状態／パニック障害などの持病
　　が治らない。悪化するなど

ツ 精神的に疲弊して、しばらく仕事を
　　休むことになった。

チ DV被害によりPTSD様の不調が
　　あつたが、長期に及んだ面会交流の
　　裁判で、面会交流に応じないことで
　　厳しい批判を受け、面会交流の審判
　　を受けたこと、さらに子どもがつよ
　　く拒否する面会交流を強制され、そ
　　の前後の子どものケアを要したこと、
　　それでも子どもが不登校になつてしま
　　つたことなど、数々のストレスが
　　加わったことで、精神症状（うつ、P
　　TSD）は増悪した。

監護親を含めた大人への不信感が大するだけである。

才 別居親に対する教育・指導をする専
力 関がないことが問題

力 どうせ他人の子だから、どうでもいいと思つてはいるように感じる（自分の子の場合どうするかという真剣な検討がなされていない。）

キ 面前DVが子に対する虐待に該当することについて、どう考へているのか。

ク 個別具体的な事情をあまり考慮せずに、親子の交流は望ましいといつて想論だけで突っ走り、直接的な面へ交流を当事者に押しつけているよこ感じじる。

わせるのは監護している親の責任、面会交流は子どもが一緒に暮らしていく親からも愛されることを知る大切な機会などと判で押したような原理原則を毎回聞かされ、子どもを無理矢理連れては行けない母親の気持ちは全く考えていない。

ス 調査官が個々の事案の特殊性を考慮することなくマニュアルに従つたように面会ありきの説得する傾向が最近見受けられる。

セ 何歳の子であっても子は独立した人格という考えが欠如している。DVによる子への影響を軽視しすぎ。DVを認めず、償いもせず、自身の忍耐を変えようこしなり居観見

力 面接直前に抑うつ症状出現。
キ 偏頭痛、頸回頭痛、嘔吐症。
うつ症状出現。

ソに影響している様子がみられた。 もともとどうつ病の診断を受け、實解とは言っていたが、面会をさせるようにという審判が出て、会わせないと判断され、間接強制をされたら困る、と心配になつた。

工　子の意向に反した結論を出すので
れば、家裁において時間をかけて
子どもの代理人の選任や調査官の
わり等、できる限りの工夫と手立
をして実際に会える環境整備に関
つて欲しい。さもなくば、子ども

いるときは実態としては非常識な行動で監護親や子どもが傷ついているのに、裁判所はその認識がなき過ぎる。シ 子どもが会うことを拒否しているケースですから、監護していない親に会